

参考資料

裁判員制度の概要

1. 構成

裁判官3人、裁判員6人

(被告人が事実を認め、検察官、被告人及び弁護人に異議がなく、相当と認めるときは、裁判官1人、裁判員5人とすることができる。)

2. 裁判員の選任

選挙人名簿から無作為に抽出された候補者の中から選任される。

3. 裁判員の権限

裁判官とともに、有罪・無罪の決定及び刑の量定に関し、審理及び裁判をする。

4. 対象事件

法定刑に死刑又は無期懲役・禁錮が含まれる罪

法廷合議事件のうち故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪